

# 流山市省エネ家電製品買替促進補助金

2014年(平成26年)以前の冷蔵庫及びエアコンを市内協定締結店舗で補助対象の製品に買い替えた方に補助金を支給します。

※補助申請の審査を通過し、補助金の交付決定以降に買い替えた世帯が対象です。

令和6年1月22日から申請受付開始

## 【対象家電製品】

□冷蔵庫(1台まで) ※省エネ基準達成率が100%以上

□エアコン(3台まで) ※省エネ基準達成率が2027年度基準で87%以上又は2010年度基準で100%以上

## 【補助金額】

□1台あたり購入費(税込み)より、割引金額を差し引いた額が対象経費

※設置費・撤去費含む

1台あたりの購入金額(対象経費)	補助金額
5万円以上10万円未満	15,000円
10万円以上15万円未満	30,000円
15万円以上	45,000円

※5万円未満の購入は対象外となります。

## 【申請から補助金交付の流れ】

申請書と添付書類を市へ提出→市から交付決定通知書と補助金交付券送付→補助金交付券を持参して市内協定締結店舗(※)にて対象家電を購入すると、補助金額割引される

※市内協定締結店舗は、別紙「市内協定締結店舗一覧」をご参照ください。協定締結店舗以外の店舗での購入は補助対象外となります。協定締結店舗は随時更新予定。

○申請台数が予定台数に達した日のみ、当該日の申請者の中から抽選によって補助対象者を決定します。また、申請台数が予定台数に達しない場合でも申請書の受付は令和6年2月29日、補助金交付券の使用期限は令和6年3月15日、買替製品の設置期限は令和6年3月22日となります。

【注意】次の場合は対象外となります。

●申請前に購入した場合●協定締結店舗以外で購入した場合●補助金交付券を使用しないで購入した場合●令和5年6月から実施した流山市同補助金の交付を受けている世帯

【申請について】は裏面をご覧ください。

## 【問い合わせ】

〒270-0192 流山市平和台1-1-1 環境政策課

直通電話：04-7150-6083

E-mail：kankyuhozen@city.nagareyama.chiba.jp

ホームページは

こちらから→



### 【申請時必要書類】

- ①申請書
  - ②買い替え前の製品に貼られている型番と製造年式等が記載されている写真
  - ③買い替え前の製品の設置状況が分かる写真（全体写真）
  - ④住民票の写し
  - ⑤市税に滞納がないことを確認できる書類
- ※④と⑤は公簿等で市が確認することについて同意した場合は不要

### 【申請方法】

申請書類提出は窓口、郵送、メールでの受付が可能です。（申請締切日までに必着のもののみ受付）

#### ※メール送付の場合の注意事項（メールで送付される方は必ずお読みください。）

○申請書は、原本に記入したものの写真又は原本をスキャンしたものを送付してください。

○一度のメールで送付可能なデータ量が5MBまでとなっております（5MBを超過した場合はメールが届きません）。送付前にデータ量をご確認のうえ、超過してしまう場合はメールを複数回に分けて送付してください。また、送付が完了しているかも必ずご確認ください。

○メールの件名を「省エネ家電補助金申請 〈申請者名〉」としてください。また、複数件送付する場合は、最後に「①」「②」等の番号を記載してください。

○メールの本文には、「申請者名」、「現住所」、「電話番号」を必ず記載してください。また、申請者の代理で手続きされる方がいる場合は、その方の電話番号も記載してください。

○添付する写真は、必ず文字や被写体が認識できるものを送付してください。

### 【その他注意事項】

・申請書記入の際、訂正をする場合は、二重線で消した上に訂正印（シャチハタ不可）を押すか、二重線の横に申請者自身が氏名を自署してください。また、修正テープや修正液は使用しないでください。

### 【問い合わせ】

〒270-0192 流山市平和台1-1-1 環境政策課

直通電話：04-7150-6083

E-mail：kankyouhozen@city.nagareyama.chiba.jp

ホームページは  
こちらから→

